

# 電波監理審議会（第946回）議事要旨

## 1 日 時

平成21年10月14日（水）15：00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、小舘 香椎子、山田 攝子

### (2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

### (3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

原口総務大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、鈴木事務次官、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長他

## 4 議 事 模 様

### (1) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案について （21.9.9諮問第35号）

地上デジタルテレビジョン放送における「緊急地震速報」の速やかな伝送に向けた標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第464回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

### (2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について （諮問第36号）

地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルター設置の円滑化に向けた制度整備について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられて

おり、意見の聴取の手続を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

#### ア 総務省の説明

本件は、地上デジタルテレビジョン放送の再送信を行うギャップフィラーをケーブルテレビ（CATV）網に接続することを可能とするための関係規定の整備を行うものである。

現在、地上デジタルテレビジョン放送の完全実施に向けて、中継局の整備が全国で進んでいるが、この中継局の整備とともに、山間僻地、高層ビルの陰等で発生する受信障害問題にも対応していく必要があり、このような区域における難視聴問題を解決するため、地上デジタルテレビジョン放送の電波を受信アンテナで受信し、伝送路で信号を運び、送信アンテナで再送信するというギャップフィラーが既に導入されているところである。

ギャップフィラーについては、平成19年10月に、山間部と地下街で使用できるものとして導入し、その後都市部のビル陰対策用にも使用できることとしたことに伴い、免許手続の簡素化を行っており、現在は、15地域で48局が免許を受け運用している状況である。

今般、ギャップフィラーを既に整備が完了しているCATV網の末端に接続し、地上デジタルテレビジョン放送の再送信を行いたいとの要望が寄せられたことを受け、CATV網に接続するギャップフィラーを導入することとし、接続しているCATV網から電波が逆流して混信源になるような信号が入らないようにすること、技術基準適合証明制度の対象として、ケーブルテレビ網に接続するギャップフィラーを追加するため、関係規定の整備を行うものある。

#### イ 主な質疑応答

- ・ ギャップフィラーが現在48局というのは、少ないように思われるが、今後は増えていくのか、との質問に対し、今後は、辺地共聴施設に既に整備されているCATV網を利用するもの等が想定されており、普及が見込まれている、との回答があった。

### (3) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

(諮問第37号)

多摩の地上デジタル放送の中継局に係るチャンネル等の変更に係る放送用周波数使用計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ○ 総務省の説明

本件は、県域放送を行う一般放送事業者に係る東京都の多摩デジタル中継局に関する諸元の削除するため、放送用周波数使用計画の一部変更を行うものである。

現在、放送用周波数使用計画においては、地上デジタルテレビジョン放送の普及のため、3Wを超える中継局について必要なチャンネルや空中線電力をあらかじめ定めており、東京都で県域放送を行う東京メトロポリタンテレビジョンは、多摩地域において10Wのデジタル中継局により放送することとしていた。

しかしながら、一部の地域を除き東京タワーから送信されている地上デジタルテレビジョン放送の電波を受信できることが確認され、また、多摩デジタル中継局を整備することにより、混信問題が八王子の市内の一部で発生するおそれがあることが判明した。

これを踏まえ、10Wの多摩デジタル中継局の計画を廃止し、また、多摩地域での東京タワーの電波が届かない地域に向けては、3W以下の規模の小さい中継局の整備する予定となったため、規定の整備を行うものである。

#### **(4) 無線設備規則の一部を改正する省令案について**

**(諮問第38号)**

本件は、諮問第39号と関連する事案であったため、諮問第39号と一括して総務省の説明があった。

#### **(5) 周波数割当計画の一部変更案について**

**(諮問第39号)**

本件は、諮問第38号と関連する事案であったため、諮問第38号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第38号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第39号については、諮問第32号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

##### **ア 総務省の説明**

本件は、空港面の安全運航を実現するための新たな航空監視システムである複数地点受信方式航空監視システムを導入するため、関係規定の整備を行うものである。

現在、飛行場においては航空交通量が大幅に増大していることに伴い、大規模化が進み、誘導路を動く飛行機、車両等が非常に多くなっているが、飛行場管制については、空港面探知レーダーを使用して反射波を受けることにより場所を特定しており、管制の対象となる飛行機の便名等が把握できず、悪天候下での性能劣化や建物の陰等の監視できない区域が発生することから、飛行機の誤進入といった事例も発生しているところである。

このような状況を受け、国際民間航空機関（ICAO）において検討がなされ、既に諸外国において導入されている複数地点受信方式航空監視システムについて、平成22年度に羽田及び成田空港に導入し、その後、航空交通量の多い空港から順次導入することとなった。

複数地点受信方式航空監視システムは、質問信号送信設備から質問信号を航空機に送り、それを受けた航空機のATCトランスポンダから応答信号が発信され、3以上の受信装置に応答信号を受信することにより、受信した時間の差を利用して航空機の場所を特定するものである。応答信号から飛行機の便名等を取ることができることから、どういった飛行機がどこにあるか、飛

行機が動いている方向を情報として得ることができる。現在のレーダーと比べ、反射波を利用しないことから、遮へい物の裏に入った場合も継続して監視が可能であり、1GHz帯の周波数の電波を使用することから、降雨減衰の影響を受けにくいものである。

また、既に航空路の監視システムにおいても同様のシステムが使われており、航空機のATCトランスポンダを改修せずに使用することができるものであり、本システムに係る規定についても、航空路の監視システムと同様とするが、航空路よりも飛行場内のほうが監視対象が多いことから、航空機のATCトランスポンダの負担を軽減するため、質問信号の送信回数の制限等を行うため、無線設備規則の一部を改正するものである。

周波数割当計画の変更については、複数地点受信方式空港監視を行う無線局が使用する周波数として、地表に開設するものは、1030MHz及び1090MHz、地表に開設する以外のもは、1090MHzとし、併せて、規定の整備を行うものである。

#### イ 主な質疑応答

- ・ 複数地点受信方式航空監視システムを導入することにより、飛行場管制を行う場合の負担が増えるものなのか、との質問に対し、今までは、飛行機の位置とその飛行機の便名等に関連付ける作業を管制官が行っていたが、複数地点受信方式航空監視システムを導入することにより、飛行機の便名等の照合作業等が自動化されることから、負担軽減につながるものと考えている、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)